

2021年 7月 25日

〒457-0841

名古屋市南区豊田5-17-10

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）

愛 知 地 方 本 部

執行委員長 北 村 淳

同 愛 知 支 部

執行委員長 平 田 英 友

同 オハラ樹脂工業分会

分 会 長 朝 倉 健 次

差出人（〒457-0841）

名古屋市南区豊田5-17-10

JMITU愛知支部オハラ樹脂工業分会

分会長 朝 倉 健 次

不 当 処 分 撤 回 要 求 書

冠省

貴社2021年7月21日付「減給処分通知書」と題する書面を、「内容証明郵便」で当労組オハラ樹脂工業分会分会長朝倉健次氏の自宅宛に送付されました。

上記処分は、当労組が重ね重ね忠告申し上げているように正当な労働組合活動に対する重大な不利益扱いであり断じて容認致しかねるもので、強く抗議するとともに即時無条件で撤回されるよう下記要求すると共に、直ちに団体交渉を開催されるよう強く要求するものであります。

記

第1 上記書面によれば、「(1)2020年7月下旬頃にアルバイト社員・日比鉄也氏に対して、社長が日比鉄

也氏に自宅待機を命令・指示しているにもかかわらず、これに背くように扇動し、職場秩序を乱した行為」また「(2)2020年8月7日午前9時頃に、アルバイト社員・日比鉄也氏に対して、社長が日比鉄也氏に手交を予定していた『懲戒処分通知書』を受領しないように扇動し、職場秩序を乱した行為」が懲戒対象であると述べておられます。しかし当労組は、貴社の日比氏に対する不当な自宅待機命令や一方的な処分通知書の手交について、重ね重ね当労組との交渉や説明を求めたにも関わらずこれに一切応じなかっただけでなく、日比氏に謝罪の機会や弁償をさせないように手配し、従業員を態（わざ）と前科者に追い込むという、到底常識では理解できない極めて卑劣且つ悪質な罪人作りに及んだのであります。こうした貴社の行為を思い留ませようとの思索の上、当労組の方針として上記「処分通知書記載の決定をし、実行したものであって、組合員を守り会社の恥を慎むよう求めることは正当な労働組合活動であると確信しているところであります。よって、本年6月23日付「不当労働行為に対する抗議及び要求書」との書面及び、本年6月30日付「『期日通知書』について」、同年7月20日付「抗議及び要求書並びに団体交渉申入書」等々で詳細に亘って申し上げたところであります。にも関わらず貴社は、敢えて不当労働行為に及んでおられるのであり、その不当且つ悪質性は最早、人としての理性を失っているとの疑いを拭い去ることが出来ません。重ねて上記不当処分の撤回を強く求めるものであります。

第2 貴社代表取締役尾原慶則氏は、貴社就業規則、「会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。」との定めを無視して守られない一方で、お門違いの懲戒条項だけは不当に運用を強行されているのであり、苟（いやしく）も「就業規則」を持ち出されるのであれば全面的に守ってからにして戴きたいものであります。貴社がこのような態度を続けられれば、当労組組合員や従業員の皆さんが尾原社長に対する、不信を増大させるだけであり、監視カメラの件も含めて恐怖政治を強行する独裁者との嫌疑を深めるだけであります。当労組と致しましては、一刻も早く正常な労使関係確立を強く求めるものであります。

第3 当労組と致しましては、上記を始め当労組分会役員に対して為した不当処分を即時無条件で撤回され、分会長朝倉健次氏以下分会役員並びに当労組に対して貴社代表者による書面での謝罪を重ねて強く要求するものであります。

草々

複写

複写

(付記)

差出人 〒457-0841
愛知県名古屋市長区豊田5-17-10 JMITU 愛知支部オハラ樹脂工業分会

分会長 朝倉 健次

受取人 〒457-0841
愛知県名古屋市長区豊田5-17-10 オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾原 慶則 殿

郵便認証司

3. 7. 25

この郵便物は令和3年7月25日
第12489522194号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021072509131500100000 号

2 / 2 頁

新 東 京
3. 7. 25
8 -12